

都教組 障害児学級部ニュース

東京都教職員組合障害児学級部
Ter : 03 (3230) 3891
Fax : 03 (3262) 9705
ホームページ <http://www.tokyouso.jp/>



2023年3月 No.535
情宣責任者 立川 都

私たちの運動の成果が!

～講師時数と特別支援教室

講師の配当基準が変更された! [P2]

時間講師の配当基準については、長い間、運動をおこなっていましたが、今年度、初めて配当基準が変更になりました。これまでの運動の大きな成果です!

「東京都の発達障害教育」の

記載が一部変更! [P3]

「必要な場合は、一年間指導を延長し、延長終了時には、(略)特別支援教室での指導の継続を含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行っていきます。」と記載が変更されました。

これまでの運動の成果です!

※「東京都の発達障害教育リーフレット」の

QRコード→



5月の連続基礎講座 [P4]

「楽しい授業がしたい!」これは教師である私たちの共通の願いです。それならば、よい実践から学ぶしかありません! 絶対、損はさせない学習会です!

講師の配当基準が変更された!

令和5年度 特別支援学級講師時数配当申請についての変更箇所は以下のようになります。

小学校

区分	要件	時数等
特別支援学級 ※特別支援教室は除く。	<u>1 学級校及び知的障害の 2 学級校</u> (専門教育の指導充実のため)	<u>1 校当たり、最高 6 時の範囲で配当する。</u> <u>ただし、学校の実態を考慮する。</u>
↓		↓
特別支援学級 ※特別支援教室は除く。	<u>1 学級校以上</u> (専門教育の指導充実のため)	<u>1 障害種別あたり、最高 6 時の範囲で配当する。</u>

【成果】今まで3学級校以上の学級では、申請用紙に記入の際に赤字で「講師時数配当要件外です。別途理由書等で説明をお願いします」となり、別途理由書をつける必要があったのが、3学級校以上でも配当要件内になった。また、今まで1校当たりだったのが、1障害種別当たりと明確に記載された。

【課題】「ただし、学校の実態を考慮する」の一文が削除されてしまい、6時間を超える申請ができづらくなる。

中学校

区分	要件	時数等			
特別支援学級	教科編成上の 端数時数	1学級校	1校当たり、 最高10時の範囲で配当する。 <u>ただし、学校の実態を考慮する。</u>	→	<u>1 障害種別あたり、</u> 最高10時の範囲で配当する。
		2学級校	1校当たり、 最高4時の範囲で配当する。	→	<u>1 障害種別あたり、</u> 最高4時の範囲で配当する。
		3学級校	1校当たり、 最高9時の範囲で配当する。	→	<u>1 障害種別あたり、</u> 最高9時の範囲で配当する。
	進路生活 指導分	知的障害 情緒障害学級	1校当たり、 最高3時の範囲で配当する。 <u>ただし、学校の実態を考慮する。</u>	→	<u>1 障害種別あたり、</u> 最高3時の範囲で配当する。

【成果】今まで1校当たりだったのが、1障害種別当たりと明確に記載された。

【課題】「ただし、学校の実態を考慮する」の一文が削除されてしまい、6時間を超える申請ができづらくなる。

中学校で、配当基準以上の申請をして配当されたという報告も来ています。現在の配当基準では足りない実態も学級によってはあります。引き続き、運動を進めていきましょう。

「東京都の発達障害教育」の記載が一部変更!

「東京都の発達障害教育」というリーフレットは都教委が出しているものです。特別支援教室利用者の保護者や新1年生保護者会の資料として配布するように言われている区市町村もあります。2021年度版の内容については、2021年3月の都教委の「特別支援支援教室の運営ガイドライン」を受けて変更されました。原則の指導期間や退室の考え方に問題があると、常任委員会でも討議していました。

それが、2022年12月に内容が一部変更になっていたのです。以下、変更箇所の一部抜粋です。なお、発行年月日等は記載されていません。

頁数	2021年版	2022年版
2小見出し	原則の指導期間	指導期間の考え方
2	<p>特別支援教室の「<u>原則の指導期間</u>」は、1年間で<u>す</u>。</p> <p>特別支援教室では、児童・生徒が自己の特性を理解し、困難への対応の仕方を学びます。</p> <p>在籍学級で感じていた困難さを軽減し、前向きに学習等に取り組むことができるよう、一人一人に応じた指導目標を設定し、指導を行います。</p> <p>一方で、特別支援教室で指導を受けている時間は、その時間の在籍学級での授業を受けることから、在籍学級での学習内容の補習が必要になるなど、児童・生徒にとって負担になりかねません。</p> <p>そのため、特別支援教室では、保護者、学級担任や巡回指導教員など関係者が一丸となって、「<u>原則の指導期間</u>」内に、指導目標が達成されるよう<u>連携・協力することが大切です</u>。</p> <p>なお、指導目標を達成し、特別支援教室を退室した後でも、在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮を行いながら授業をしていきます。</p>	<p>特別支援教室では、一人一人の児童・生徒の障害による学習中又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目指して指導を行います。また、指導開始後は、十分な評価がされないまま指導が継続されることのないよう、指導の成果を振り返り、指導開始当初の指導目標の達成状況を確認することが重要です。</p> <p>そこで、<u>学校生活の一年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うという趣旨で、指導期間を原則1年間と定めています</u>。</p> <p>なお、必要な場合は、<u>一年間指導を延長し、延長終了時には、改めて支援策を検討し、特別支援教室での指導の継続を含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行っていきます</u>。</p> <p>また、<u>指導目標を達成し、特別支援教室を退室した後でも、在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮を行いながら授業をしていきます</u>。</p>
4上段	(なし)	また、特別支援教室での指導の成果を通常の学級でも発揮できるよう支援します。
4退室検討のための校内委員会	<p>指導目標がおおむね達成されている場合 → 退室</p> <p>指導目標が達成されていないなどの場合 → 指導の延長 その他の支援</p>	<p>指導目標がおおむね達成されている場合 → 退室 (在籍学級で支援)</p> <p>引き続き在籍学級以外での支援が必要な場合 → 指導の延長 その他の支援</p>

※上記文書は、都のリーフレットをもとに障害児学級部が作成したものです。

波線は、リーフレットで実際にひかれている箇所です。直線の下線は私たちが引いたものです。